

No.158
2008.7

広報

おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成20年7月1日発行


 僕も応援
しましたよ


■ 主な目次 ■

上板町長就任あいさつ	2
平成20年度戦没者追悼式行われる	3
国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用下さい	4
納めすぎた保険料をお返しします 60歳以降国民年金に任意加入されていた方へ	5
各種お知らせ	6
申告により平成19年度の住民税が還付されます	8
国保加入者の皆様へ人間ドックのご案内	9
スポーツ結果	10
保健行事予定表	11
お誕生おめでとう	12

走れ！走れ！

 走れ！走れ！駆け抜けよう
 ゴール目指して
 吉野川のきらめきが、
 大山の若葉が、
 道ばたのタンポポも、
 ほほをなでる風たちも
 応援しているよ。

 走れ！走れ！駆け抜けよう
 ゴール目指して
 菜の花のじゅうたん、
 愛されるインディゴブルー
 白の和三盆
 地球を守るゴーヤくんも
 応援しているよ。

 作詞作曲
 トラブルミックスバンド

上板町長就任あいさつ

「自主・自律のまちづくり」を目指して

上板町町長 納 田 伸 春



町長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

この度、多くの皆さまの御支

援を得て上板町長に就任し、町政の重責を担うこととなりました。大変光栄でありますと同時に、町民皆さまからお寄せ頂きました声を町政に活かし、その信頼と期待に応えるため、新たな決意と情熱を持って上板町政に全力を尽くす所存でございます。また、上板町の現状を考えると、勇気を持って、この難局に立ち向かうのみであります。これからの町政運営は、地域の個性を生かしながら、自主・自律の町づくりを進めていく感覚が求められております。意欲的に町政改革に挑戦する職員の育成に取り組み、行政にも民間

期解決
二つめは、学校の耐震化に取り組む

中国・四川省大地震では、学校倒壊による犠牲者が多数出て、学校施設の耐震化が改めて注目されていますが、県内公立学校の耐震化率は、小中学校が四〇・八%で全国ワースト二位。その中で、上板町は最も低いと指摘されました。

上板町の未来を担う子どもたちの通っている学校が古く、耐震化も最悪という現実を考えるとき、何よりも優先して学校の耐震化に取組み、子どもたちが喜んで勉強できる場所、災害の時には安心して避難出来る場所として提供できる施設にしたい。

智慧を出し工夫を凝らして耐震化を優先させなければならぬと感じ、学校の耐震化が喫緊の課題と考えています。

最後に、地方自治体の行政・財政の運営は大変厳しく予算を許さない状況にあります。自主・自律を目指している本町におきましては、この難局を克服していかなければならないと考えています。

町民皆さまの深いご理解と格別なご指導ご協力の程を節にお願ひ申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

副町長に岩瀬高男氏
教育委員に手塚久利氏
選任

副町長 岩瀬 高男



五月二十二日開催の平成二十年第一回臨時会において、上板町副

町長を拝命いたしました。その責任の重大さを深く受け止めております。

今後は町長を補佐し、誠心誠意町政発展のため努力する所存でございます。

【略歴】板野高卒。一九七六年上板町。環境保全課長、総務課長を経て、二〇〇七年七月から理事。

教育委員 手塚 久利



さつきの頃、町教育委員に再任されました。前任期の後、しばらく空白期間がありました。先日、学校訪問で新しい想いが浮かんできました。

子どもはかけがえのない創造物であり、命を有して、教育によって限らない可能性がある人間であります。そして、想いは、端的な表現で表すと、子どもは「宝物」です。大事に育てあげたいと思います。

町教育行政に御指導・御協力をよろしく願ひします。

上板町議会だより

◎平成二十年第一回定例会の概要

第一回定例会は、三月三日から三月十二日までの十日間の日程で開かれました。

開会日には、松尾町長が町政に取り組む所信と行政改革の推進、環境問題、農業問題、防災計画、教育問題、人権問題、財政問題など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、防災対策、行政改革、農業問題、環境問題、教育問題、などが論議されました。

(議員十二名から一般質問) 町長提出議案二十三件の内、二十二件が可決、承認、同意され、一件が否決されました。また、議員提案四件が可決されました。

◎議会議員協議会

平成二十年二月二十六日第一回定例会提出議案の協議を行なう。

◎平成二十年第一回臨時会の概要

平成二十年五月二十二日第一回臨時会が開催されました。納田町長が、就任の挨拶と提案理由説明後、提出議案十二件が審議され、承認、同意されました。

旭日小綬章受章

吉岡 義人氏



平成二十年四月二十九日付けで、旭日小綬章を受章されました。

氏は、上板町長として昭和六十一年四月に初当選以来、平成十八年四月までの永きに亘り本町発展のため活躍されました。これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

瑞宝単光章受章

三好 謙治氏



平成二十年四月二十一日付けで、瑞宝単光章を受章されました。

氏は、昭和二十六年二月に消防団員を拝命以来、昭和六十三年三月に退団されるまでの約三十七年間の永きに亘り、消防施設の整備強化や消防団員の教育訓練、また火災予防の啓発など消防の使命達成に尽力されました。これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

平成二十年度戦没者追悼式行われる

五月三十日（金）、上板町中央公民館において上板町戦没者追悼式が遺族関係者等九十名出席のもと、厳粛に行われました。戦没者六二六柱の御霊にたくさんの白い菊をお供えし、町長の追悼の言葉をはじめとして、来賓の追悼の言葉等がありました。



また、思い出深い音楽を演奏の中、遺族の方々が献花を行い参加者一同は、戦火に散った戦没者の方々のご冥福と日本の恒久平和をお祈りしました。

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生業務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限は、平成21年3月31日までです。

詳しくは下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

◆御本人または御家族などからの御連絡をお待ちしております。

【問い合わせ先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省大臣官房管理室 業務担当
電話 03-5253-5182（直通）
FAX 03-5253-5190

「ごみゼロの日」キャンペーンで

広がる環境美化の輪

五月三十日は「ごみゼロの日」ということで、町内各支部や各種団体、学校等でごみ拾いに協力いただきました。また、個人でボランティア活動として参加して下さった方もあり、町内全域でごみ拾いに汗を流す人をたくさん見かけました。

し、「拾った私は、ごみを捨てない」を合言葉に、地域や職場など身近な場所のごみ拾いを、毎年この時期に継続して呼びかけていますが、毎年参加者が多くなり環境美化の輪の広がりを強く感じるができます。

「ごみゼロの日」キャンペーンに参加いただいた多くの町民の皆様感謝しながら、この取り組みの成果が、環境美化のみならず、ごみ問題を考える機会となり、上板町の豊かな自然と歴史を生かした生活環境の保全と循環型社会の構築に繋がることが期待するものです。



国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用下さい

国民年金の保険料は14,410円(平成20年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))又は猶予される制度があり、次の3種類があります。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除又は一部納付(一部免除)となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3が反映
1/4納付 (3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,600円	1/2が反映
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,210円	2/3が反映
3/4納付 (1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	10,810円	5/6が反映

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額(注)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注)平成20年度の所得基準(申請者本人と配偶者の前年所得)
(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

3 学生納付特例申請

学生(注1)で本人に前年度所得が一定額(注2)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注1)大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程に在学している方(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る))、一部の海外大学の日本分校に在学している方

(注2)平成20年度の所得基準(申請者本人の前年所得)
118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手続き(申請)について

住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、社会保険事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

年金受給者の皆様へ

「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年 6 回偶数月（2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月）に、それぞれの前 2 ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年 6 月に送付しています。

この通知書は、向こう 1 年間の年金支払額をお知らせするものですが、郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年 6 回支払月ごとに年金送金通知書が送付されます。

なお、年度途中で年金の支払額や支払金融機関などに変更があった場合は、その都度、変更後の支払額や支払金融機関についてお知らせが送付されます。

※平成 20 年度の年金額は、平成 19 年度の年金額と同額となるため、「年金額改定通知書」は送付されません。

任意加入被保険者の保険料納付が原則口座振替になりました

平成 20 年 4 月から、国民年金任意加入被保険者の保険料納付が原則口座振替となりました。そのため、口座振替を希望する旨または口座振替によらない正当な事由に該当する旨のいずれかの申し出があった日に、被保険者資格を取得することとなります。（平成 20 年 4 月 1 日前に任意加入被保険者の資格を有している方は、対象外です。）

なお、以下のとおり口座振替によらない正当な事由がある場合は、現金での納付が可能です。

口座振替によらない正当な事由とは

- ①預金口座を有していない場合
- ②年度内に資格を喪失予定の方で、喪失するまでの期間の保険料を前納する場合
- ③その他①②に準ずる事由により口座振替によらない正当な事由があると認められる場合

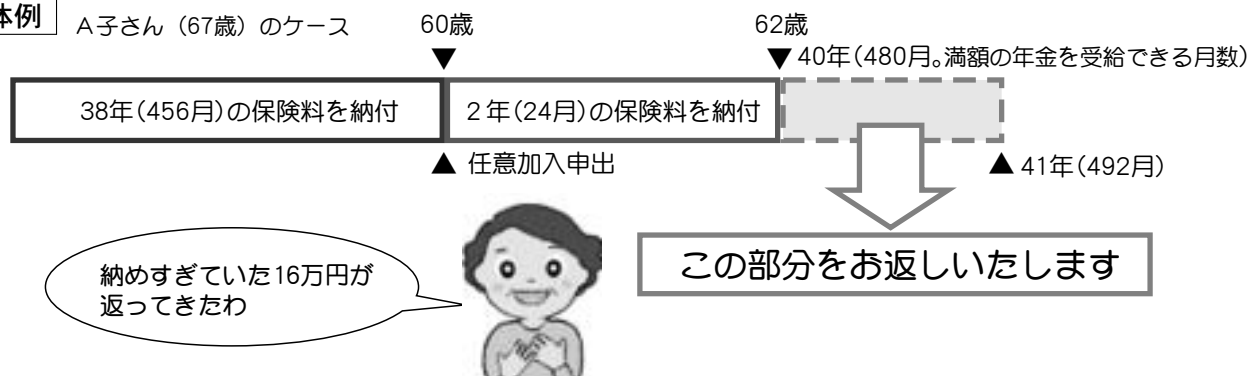
納めすぎた保険料をお返しします

60 歳以降国民年金に任意加入されていた方へ

平成 17 年 3 月以前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しいたします。

具体例

A 子さん（67 歳）のケース



※一つの例であり、実際には様々なケースがあります。
 ※お返しするのは、任意加入被保険者として納付された保険料です。
 ※生年月日により満額の老齢基礎年金を受給できる月数は異なります。

必要な手続は

社会保険事務所に申出書を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

【お問い合わせ】

■徳島北社会保険事務所

徳島市佐古三番町 12 - 8

☎ 0 8 8 - 6 5 5 - 0 9 1 1

■徳島南社会保険事務所

徳島市山城西 4 - 45

☎ 0 8 8 - 6 5 2 - 3 1 1 4

■阿波半田社会保険事務所

美馬郡つるぎ町半田字小野 113

☎ 0 8 8 3 - 6 4 - 3 4 7 4

●●● 木造住宅耐震診断及び耐震改修事業の募集 ●●●

今後30年以内に50%程度の確立で起こると予測されている南海地震への対策として、町内の木造住宅の耐震診断事業・耐震改修事業を実施します。

耐 震 診 断	耐 震 改 修
① 対象となる木造住宅 上板町内の次の要件を満たす木造住宅が対象となります。 1. 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 2. 在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅 (プレハブ工法や2×4工法は除きます。) 3. 平屋または2階建て住宅 (併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含みます。) 4. 現在、居住している住宅 ② 申 込 者 1. 対象となる住宅の所有者 2. 借家の場合は入居者の同意が必要 ③ 申し込み受付期間及び対象戸数 1. 平成20年6月1日～7月31日 (募集期間内で先着順となります。) 2. 対象戸数は30戸となっております。 ④ 自己負担金 1. 1戸建ての場合、3,000円必要です。 2. 2戸以上の共同住宅棟の場合、6,000円必要です。	耐震診断を実施して危険となった住宅は、耐震改修について検討することをお勧めします。 ① 対象となる木造住宅 上板町が実施した耐震診断結果が0.7未満と総合判定されて、改修によって1.0以上の総合判定となる木造住宅です。 ② 申し込み受付期間及び対象戸数 1. 平成20年6月1日～10月31日 (募集期間内で先着順となり、応募が少ない場合は延長いたします。) 2. 対象戸数は6戸となっております。 ③ 補 助 金 耐震改修に要する工事費の2/3の補助金を助成します。(限度額は60万円まで) ちなみに、限度額60万円は、工事費90万円に対する額です。よって、工事費が90万円を超えた場合であっても、補助金は60万円となります。 例) 工事費 90万円×2/3=60万円 工事費 120万円×2/3=80万円=60万円 ※木造住宅耐震改修補助を受け耐震工事を行った場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。
木造住宅耐震診断改修事業に関する窓口・問い合わせ先	上板町役場 総務課 電話 088-694-6801

後部座席のシートベルト着用義務化決定！

6月1日から道路交通法が一部改正され、全席シートベルトの着用が義務化されました。(法第71条の3第2項)

- ① 運転席、助手席同乗者だけでなく、後部席などの同乗者のシートベルト着用が義務となり、運転者は自動車を運転するときには同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。
- ※ 義務化は全ての道路ですが、違反点1点については高速自動車国道等でのみ適用

- ② 後部シートベルト非着用時の3つの危険

- (1) 衝突時には、シートやドアなどに激しくたたきつけられ、重傷を負う。
- (2) 運転席や助手席の人を押しつぶしたり、激突したりして被害を拡大させる。
- (3) 車外放出され死亡する確率が高くなる。

※ 助手席、後部席の小さな同乗者へのチャイルドシートも忘れずに！



自 衛 官 (学 生) 受 付 案 内

募集種目		資 格	受付期間	試 験 日	合 格 発 表
防衛医科大学		高卒(見込含) 21歳未満	9月8日～ 9月30日	1次:11月1、2日 2次:12月3、4日	1次:11月25日 最終:21年2月13日
防 衛 大 学		高卒(見込含) 21歳未満	9月8日～ 9月30日	1次:11月15、16日 2次:12月16、17日	1次:12月10日 最終:21年2月17日
看 護 学 生 (高等看護学院)		高卒(見込含) 24歳未満	9月8日～ 9月30日	1次:10月25日 2次:11月22、23日	1次:11月6日 最終:21年1月9日
航 空 学 生		高卒(見込含) 21歳未満	8月1日～ 9月10日	1次:9月23日 2次:10月18日 ～(予) 3次:(空) 11月中旬頃	1次:10月9日 2次:11月6、10日 最終:21年1月23日
一般曹候補生		18歳以上 27歳未満	8月1日～ 9月10日	1次:9月20日 2次:10月9日 ～16日 (いずれかの1日)	1次:10月3日 最終:11月12日
任期制 自衛官	男子	18歳以上 27歳未満	年間を通じ て行ってお ります。	受付時にご案内し ます。	受験日から概ね 1か月後前後
	女子		8月1日～ 9月10日	9月28日または 29日	11月14日

※詳しいお問い合わせは、鳴門地域事務所まで(TEL:685-5306)

愛玩鶏飼養者のみなさまへ

平成20年4月4日、韓国で毒性の強い「H5N1型」の鳥インフルエンザが発生しました。

地理的にも近い本県の養鶏関係者は警戒を強め、防疫対策を強化し、発生防止に努めております。

鳥インフルエンザの感染源は、ガン・カモ等の野鳥とも言われています。

愛玩鶏飼養者のみなさまも、本病の発生を防止するため、放し飼いはせず、防鳥ネット等による野鳥の侵入防止対策や「ゼロのつく日は一斉消毒日」を合い言葉に、鳥小屋の清掃と消毒を毎月3回(10日、20日、30日)以上お願いします。

なお、毎日、飼育中の鳥類の様子を観察して頂き、多数の鳥が一度に突然死亡したなど、普段と違った様子が見られた場合には、役場産業課または西部家畜保健衛生所までご連絡下さい。

お問い合わせ

上板町産業課 ☎694-6806
西部家畜保健衛生所 ☎088-324-2092

長寿医療(後期高齢者医療)被保険者のみなさまへ

平成 20 年 8 月に負担区分が変更になる方は被保険者証が新しくなります

◎ 後期高齢者医療の自己負担割合の再判定について

現在、交付しております「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は平成 21 年 7 月 31 日となっていますが、平成 20 年 8 月に、平成 20 年度所得に基づき、負担区分(1 割又は 3 割)を再判定します。

負担区分が変更になる方には、7 月末までに、新たな負担区分を記載した被保険者証を交付しますので、古い被保険者証については、役場福祉保健課へご返却ください。

負担区分が変更にならない方には、新たに被保険者証は交付されませんので、そのまま現在お持ちの被保険者証をご使用ください。

◎ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の年次更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成 20 年 7 月 31 日までとなっています。平成 20 年 8 月 1 日以降も引き続き認定を受ける場合は、申請が必要となります。現在、証をお持ちの方で認定対象となる方には、事前にお知らせを送付いたしますので更新の申請手続きをお願いします。

◎ 保険料の確定通知について

8 月初旬に平成 20 年度保険料の確定額の通知をお送りする予定です。

保険料の納付方法は、年金からの天引き又は納付書での納付のどちらかになります。

◎ 各種届出や申請について

後期高齢者医療に関する各種申請や届出は福祉保健課へお願いします。

【お問い合わせ先】

上板町福祉保健課(電話 088 - 694 - 6810)

平成 20 年度障害者パソコン講座

● 知的障害者の方を対象にした講座

一太郎スマイルを使って、絵を描いたり、自分の名刺を作成。その他楽しい内容をたくさんご用意しています。

■ 募集定員：10 名

■ 日 時：平成 20 年 7 月 25 日～
平成 20 年 8 月 29 日
毎週金曜日
13:30～15:30(全 6 回)

■ 場 所：福祉ホームリズム
1 F 地域交流スペース
板野郡藍住町矢上字安任 56 - 1

■ 費 用：無料

■ 締め切り日：7 月 15 日(火)

● 身体および精神障害者の方を対象にした講座

パソコンの基本操作、インターネット&電子メール、はがき作成、ワード、エクセル、ブログ作成の各コースを行います。

※ご希望のコースを選択することができます。

■ 募集定員：10 名

■ 日 時：平成 20 年 9 月 5 日～
平成 21 年 1 月 30 日
毎週金曜日
13:00～16:00(全 21 回)

■ 場 所：福祉ホームリズム
1 F 地域交流スペース
板野郡藍住町矢上字安任 56 - 1

■ 費 用：テキスト代が必要になります。

■ 締め切り日：8 月 20 日(水)

お申し込み・お問い合わせ

障害者生活支援センター 凌雲

(☎ 693 - 1117) 担当 井原まで

子育てひろばに来てみませんか？

「子育てひろば」は、赤ちゃんとお母さんの交流の場です。友だちづくりや情報交換をしながら育児を楽しみましょう。ボランティアさんが絵本の読み聞かせや手遊びをして下さいます。

保育士や保健師が身体計測、育児相談に応じます。

開催日時は、毎月第 4 月曜日 午前 10 時から 11 時 30 分

場所は、上板町子育て支援センター(さくら保育所内)です。



男性のための料理教室受講生募集！

料理をしたことない男性・大歓迎！ヘルスメイトの人たちと一緒に勉強しませんか？男性も自分の健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるように！

自立支援と生活習慣病予防のため一緒に学びましょう。

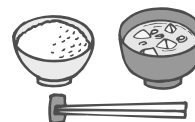
と き 平成 20 年 8 月 11 日(月)
午前 9 時 30 分～13 時

と ころ 中央公民館・調理実習室

内 容 男性料理教室 20 のレシピ
テキストに基づき実施

料 金 テキスト代 315 円

申込み 7 月 15 日(火)までに
福祉保健課
電話 694 - 6810





【平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方】



申告により平成19年度の 住民税が還付されます

平成18年分所得税が課税されていて、退職や廃業、長期休職、業績不振等で収入が激減し、平成19年分所得税が課税されなかった場合、平成19年分の所得税減の恩恵が受けられず、平成19年度町・県民税増の影響だけを受ける形となってしまいます。そこで、平成20年7月中に市町村に対して減額申告することで、平成19年度町・県民税を税源移譲前の水準に減額します。

◇対象となる方

平成18年分は、所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が激減した方が対象となります。

具体的には、次の条件を両方とも満たす方です。

①	平成19年度町・県民税の課税所得金額 (分離課税分は除く)	>	所得税と町・県民税との人的控除額差の合計額	②	平成20年度町・県民税の課税所得金額 (分離課税分を含む)	≤	所得税と町・県民税との人的控除額差の合計額
---	----------------------------------	---	-----------------------	---	----------------------------------	---	-----------------------

※ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外に転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。

※また、寄付金控除額などの人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。

◇申告方法〔申告が必要です〕

減額申告書を平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村に、平成20年7月1日(火)から平成20年7月31日(木)までに提出してください。

◇申告書様式

上板町役場税務課に備え付けてあります。

なお、上板町ホームページ (<http://www.townkamiita.jp>) からダウンロードできます。

◇減額方法

減額申請のあった方の平成19年度及び平成20年度の課税状況の調査を行い、条件に該当される方の平成19年度町・県民税を減額（既に納付済みの方には還付）します。

◇お問い合わせ先

上板町役場税務課 TEL694-6807（直通）

◇平成17年1月1日時点で、65歳以上であった方へ◇

町・県民税の老年人非課税措置廃止の経過措置がなくなりました。

65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急速な税負担を軽減する措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

○町・県民税の老年人非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額が125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年人非課税措置の廃止 ◇経過措置の第1段階として税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◇経過措置の第2段階として税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

国保加入者の皆様へ

人間ドックのご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に平成 20 年度の人間ドック（総合健康診査）事業を実施します。普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現われない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に人間ドックを受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

1. 受診資格

上板町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税の滞納がない世帯

なお、本年度より実施される特定健診は人間ドックの受診項目に含まれていますので、特定健診対象者の方は人間ドックと併せて受診できます。

2. 受診時期

平成 20 年 9 月・10 月・11 月・12 月の 4 ヶ月

祝祭日を除く毎週月曜日～金曜日

検査開始 午前 8 時 30 分

検査終了 午前 11 時 30 分～12 時 30 分

（※婦人科健診を受ける方は、午後 3 時ごろ）

3. 受診料について

◎ドック受診料は 35,000 円です。うち 12,000 円を国保から補助しますので、個人負担額は 23,000 円です。（特定健診該当者の方で人間ドックと併せて受診する方は個人負担額 18,000 円です。）

◎希望により、個人負担を追加すれば次の検診を受けることができます。

前立腺検診（2,000 円）・婦人科検診（6,000 円）

◎ドック個人負担額と追加検査料は、受診当日に健診センターでお支払いください。

4. 実施する医療機関

財団法人 徳島県総合健診センター

徳島市蔵本町 1 丁目 10 番地 3

TEL 633 - 2266（代）

（交通案内）

・JR 蔵本駅下車（徒歩 3 分）

・徳島バス、徳島市営バス

中央病院前下車（1 分）

5. 申込方法

◎「国保・人間ドック申込書」に、住所・氏名・生年月日・電話番号・受診希望月を記入・捺印のうえ 7 月 31 日（木）までに役場税務課までお申込みください。申込み順で 180 名に達した時点で締め切らせていただきます。

◎受診期間のうち、9 月・10 月は他の保険の健診が集中する時期で、日程によっては検査の待ち時間が長くなる場合があります。

◎受診日については、後日健診センターから直接連絡がありますので、都合の良い日をご相談ください。

※人間ドックに関してのお問い合わせは、上板町役場税務課 TEL 694 - 6807 です。申込書は税務課窓口にあります。

悪質な滞納は 絶対に許さない！

上板町では、税負担の公平性を確保するため、滞納処分（差押え等）を執行しており、悪質滞納者については、市町村から滞納事案の移管を受け、差押・公売等の滞納整理により、税金の徴収を専門に行う徳島滞納整理機構へ移管しています。未納の方は至急納付して下さい。

なお、納付書がない場合または納付が困難な場合は、下記の問い合わせ先にご連絡下さい。

1 滞納処分対象者

軽自動車税・住民税・国民健康保険税・固定資産税の滞納者

2 問い合わせ先

上板町役場 徴収課
電話 088 - 694 - 6804
上板町役場 税務課
電話 088 - 694 - 6807

「特定健診・特定保健指導について」

○平成 20 年度より 40 歳～74 歳の方を対象に「特定健診・特定保健指導」を行います。特定健診を受けることにより、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者や予備軍の方に対して保健指導を実施し、症状の重症化を予防します。

○健診の実施主体が市町村から各医療保険者になります。健診受診券が医療保険者から送付されます。（医療保険者は自分の健康保険証をご確認ください。）

○受診券がお手元に届きましたら、健診を受けてください。

なぜ健診を毎年受けるのでしょうか？

異常が出てからでは遅い。自分のからだの状態を数値で知りたい。

健診は病気を発見するものでなく、病気を予防するものだ。

前のデータと照らしてみることが楽しみだ。原因を考えられる。血液は、食事と関係していることがわかった。

「防ごう！少年非行」—— 県民総ぐるみ運動実施中

明日の郷土を担う青少年たちが、豊かな心を育み、それぞれの個性を発揮し、自立心に満ちあふれ、たくましく育っていくことは、私たち県民すべての願いです。

しかしながら、核家族化や少子化の進行による人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下、またインターネット・携帯電話の急速な普及、生活の二十四時間化等、急激な社会環境の変化や価値観の多様化は、青少年の意識や行動にも大きな影響を及ぼし、非行の凶悪・粗暴化、低年齢化、学校でのいじめや不登校、児童虐待や性の逸脱行為など、青少年を巡る問題は年々複雑多様化しています。

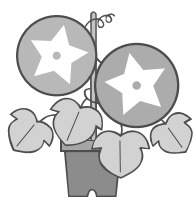
このような状況の中で、二十一世紀を担う青少年自身が、社会的な連帯感や規範意識を身につけ、主体的に生きる人間として成長するためには、青少年が多様な人間関係の中で社会性を培っていくためのより良い環境づくりがますます求められています。

このため、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携し、非行から青少年を守るという気運を醸成するとともに、

に、広く県民の非行に対する理解と認識を深め、地域に密着したきめ細かな青少年の非行防止・健全育成を図る目的で、七月一日から八月三十一日までの二ヶ月間、地域ぐるみで健全育成、「共に育む豊かな心と生きぬく力」をスローガンに第三十一回「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動が実施されています。

本町においても、大人一人ひとりが青少年の非行防止・健全育成について、より一層関心を高めて頂くとともに、青少年の健全育成にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、青少年育成上板町民会議では、地域全体で子どもを見守り、育てる環境にしていくために「あいさつ・声かけ運動」を推進しています。町民の皆様におかれましては、どの子どもにも『愛の一声』をおかけくださいますようお願い申し上げます。



春季ナイター

ソフトボール大会

平成二十年度春季ナイターソフトボール大会が、去る四月十一日(金)から三日間ファミリースポーツ公園において町内六チームが参加し開催され、白熱した好ゲームが展開されました。決勝戦では、試合の主導権を握ったレストラ際チームが、見事三年連続優勝の栄冠に輝きました。

大会の結果は、次のとおりです。

優勝 レストラ際
準優勝 マックスボーイズ
第三位 弁慶クラブ

総合型地域スポーツクラブ情報

上板スポーツクラブ(仮称)では、町民の皆さんに、楽しくスポーツを体験してもらう場として「スポーツ教室・健康教室」を開催しています。

現在は、バドミントン、ソフトバレーボール、ウォーキング、太極拳、健康体操の五教室を実施しており、随時参加者を募集しています。詳細は教育委員会までお問い合わせください。

「いつでも」「誰でも」「いろいろなスポーツを」楽しめるのが総合型地域スポーツクラブの特徴です。総合型地域スポーツ



クラブは、町民のみなさんのアイデアによって自主的に運営されるため、クラブのメンバー構成や実施される種目は、地域・クラブによって様々です。

そこで、上板スポーツクラブの設立に向けて、また、上板町でスポーツに親しむ環境づくりについて町民のみなさんの声を参考にしたり、反映するために「上板生涯スポーツ社会づくりの会」を七月十五日(火)の十九時三十分から二十時三十分中央公民館で開催します。興味のある方はお越しください。

体育行事のご案内

- ▽板野郡中・長距離記録会
七月六日(日)
- ▽町内スポーツ少年団野球大会
七月十三日(日)開催予定
- ▽町内親睦軟式野球大会
八月九日(土)
- 八月十日(日)開催予定
- ▽板野郡町対抗軟式野球大会
成年の部
八月十七日(日)
- ▽板野郡中・長距離記録会
九月七日(日)
- ▽町内親睦ゲートボール大会
九月二十五日(木)開催予定
(詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

人事異動

- 板野西部学校給食組合派遣
所長 岡本順二
- 農業委員会
主幹 廣野 豊
- 高志幼稚園
主任教諭 日比生 永子
(四月一日付異動者)(内旧任)
- 総務課
主事補 松田 健志
(新規採用)
- 主事補 入口 美由樹
(新規採用)
- 環境保全課
課長 坂東 泰宏
(総務課主幹)
- 徴収課
課長 坂東 正博
(徴収課主幹)
- 係長 蔭山 佳史
(水道課係長)
- 税務課
主事 坂東 泰幸
- 水道課
課長補佐 安原 義人
(徳島県民環境部地域振興局派遣研修生)
- 教育委員会
局長補佐 森 幸司
(徴収課課長補佐)
- 板野西部学校給食組合派遣
所長 安喜 滋
(環境保全課課長)

保健行事予定表 7 月～10 月

I. 健康相談・健康教育

月／日	時 間	場 所	内 容	担 当
7／1	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
8／5	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
9／2	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II. 健康診査

1. がん検診（集団検診）＜がん検診の申し込み受付は 9 月 16 日から開始＞

月／日	時 間	場 所	内 容	対 象	料 金
10／10 10／16 10／29	8：30～10：00	農村環境改善センター	胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 喀痰検査	40 歳以上 40 歳以上 40 歳以上 50 歳以上	1,000 円 500 円 無 料 500 円
10／10 10／16 10／29	13：00～14：00	農村環境改善センター	乳がん・甲状腺がん検診 子宮がん検診	40 歳以上 20 歳以上	1,300 円 500 円

2. 町内巡回結核・肺がん検診
9 月 24 日、26 日、29 日、30 日検診車が町内を巡回し結核・肺がん検診を行います。
3. 肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診
10 月に町内の医療機関において実施します。肝炎ウイルス検診は 40 歳以上、前立腺がん検診は 50 歳以上の方が対象になります。

III. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
8／6	13：15～14：00	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	平成 19 年 9 月 10 月生 平成 20 年 3 月 4 月生
10／1	13：15～14：00	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	平成 19 年 11 月 12 月生 平成 20 年 5 月 6 月生

2. 1 歳 6 カ月児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
8／7	13：00～13：30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科・発達・栄養・育児相談・聴力検査	H 18.12.1 生～H 19.2.28 生

3. 3 歳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
7／14	13：00～13：30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診察・歯科・発達・栄養・育児相談	H 17.2.1 生～H 17.4.30 生

4. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
7／30	10：40～11：00	農村環境改善センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	H 20.2.1 生～H 20.4.30 生

5. のびのび子育て教室

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
8／8	9：30～9：40	農村環境改善センター	離乳食教室・赤ちゃんの成長発達	H 20.2.1 生～H 20.4.30 生
8／20	10：00～10：10	農村環境改善センター	乳幼児の事故予防・予防接種の受け方等	同上

IV. 予防接種

1. 集団接種

- 1) 予防接種の内容 ポリオ
2) 対 象 者 生後 3 月から 90 月未満の乳幼児
3) 接 種 回 数 2 回
4) 日 程

月／日	受付時間	場 所
7／16	13：30～14：30	農村環境改善センター
9／17	13：30～14：00	農村環境改善センター

- 5) 料 金 無 料

2. 個別接種

1) 予防接種と対象者、接種回数

予防接種の内容	対 象 者	通 知 の 時 期
B C G	生後 3 月から 6 月未満	生後 3 月
ジフテリア・百日咳・破傷風混合	生後 3 月から 90 月未満	生後 3 月
ジフテリア・破傷風混合	11 歳以上 13 歳未満	小学 6 年生の 8 月
麻しん風しん混合（麻しん、風しん）	生後 12 月から 24 月未満 小学校就学前の 1 年間	生後 12 月 小学校就学前の年の 5 月
日本脳炎	生後 6 月から 90 月未満 9 歳以上 13 歳未満	3 歳・4 歳 小学校 4 年生の 6 月

日本脳炎は、現在、より安全なワクチンに改良中であり積極的な勧奨をしておりませんが、希望者は、受けられます。

- 2) 接種場所
上板町の医療機関及び徳島県広域化予防接種医療機関（一部実施していない医療機関もあります。）
★子どもの予防接種（予防接種法に基づく定期接種）は、平成 19 年 4 月 1 日から徳島県内で広域化され町外の主治
医でも受けることができます。
- 3) 料 金 無 料



お誕生おめでとう

(平成20年2月～平成20年4月誕生まで)



●2月誕生

西分 岩瀬達夫・真紀

女の子 華波(かなみ)

高瀬 近藤良太・理恵

女の子 梨心(りこ)

西分 三原康弘・千佳子

男の子 南生斗(なおと)

●3月誕生

椎本 齋藤健司・文栄

男の子 雅史(まさし)

神宅 高田文男・直美

女の子 華花(はな)

西分 金倉卓彦・りさ

男の子 凜太郎(りんたろう)

引野 新見旬史・純子

男の子 圭汰(けいた)

西分 川田順一・智恵

男の子 侑輝(ゆうき)

七條 有侍裕気・彩

男の子 彪雅(ひゅうが)

引野 渡部裕司・章子

女の子 歩(あゆみ)

上六條 黒田秀品・史子

女の子 みずき(みずき)

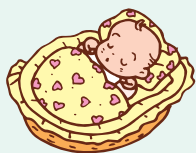
●4月誕生

瀬部 松本福太郎・奈緒美

女の子 花萌(かほ)

神宅 勝瀬章久・清江

男の子 優斗(ゆうと)



上板町商工会青年部

より お知らせ

先般、3月30日～4月6日の8日間、上板町泉谷徳島県畜産研究所内「松島千本桜」において、上板桜まつりを開催致しました。開催期間中、天候にも恵まれ、また関係各位並びに会場周辺の住民の方々のご協力ご支援により無事終了することができました。厚く御礼申し上げます。さて、開催期間中の催事の一つとして、町内の園児の皆さんに桜色を使った絵を描いていただき、展示いたしました。人気投票各校区ごと上位者4名の絵を掲載致します。ご協力ありがとうございました。

(組表示はいずれも前年度です)

上板町商工会青年部一同



松島幼稚園 りす組
かがわ さおりちゃん



高志幼稚園 りす組
なかむら りさちゃん



神宅幼稚園 うさぎ組
ただ たいようくん



東光幼稚園 うさぎ組
ひらい なるやくん

柔道大会で優勝

平成20年5月5日(月)こどもの日に市場武道館で開催された「第25回県下選抜少年柔道大会3年生の部」で、松島小学校の松永郁歩くんが優勝しました。



ゴーヤ流行

役場庁舎の経費節減や地球温暖化防止策の一環で始めたゴーヤによる緑のカーテンが話題になり、昨年12月には環境省「エコカップジャパン2007」で特別賞を受賞。続いて3月、全国表彰となる「地域づくり総務大臣表彰」を受賞。昨年、町のボランティアの皆さんと取り組み、出先機関や、幼稚園、小中学校に拡大して実施した事を高く評価されました。今年は町内の一般住宅や企業で、みどりのカーテンコンテストを実施し、沢山の皆さんが取り組み、非常に喜ばしい輪が広がっています。町内に、緑のカーテンがたくさんできるのは楽しみです。

上板町HPのゴーヤ君日記2008もご覧下さい。

(ゴーヤ君日記で検索すると出ます)

台風が来ないことを祈ります。

